

公表用	

令和 8 年 2 月

第 32 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和8年2月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名
欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
6	舩津 鎮男	出
13	吉村 郁子	欠
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	出
12	長城 彰	出
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 117 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 118 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 119 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 120 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について
報告第 17 号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

農地係長 宮崎 崇文

会長	<p>出席者 12 名で定足数に達していますので、これより、第 32 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委員・事務局朗読－</p>
会長	<p>それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 117 号から議案第 120 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願ひします。最初に、議案第 117 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 117 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 2 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 13 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 3 件について地区委員より報告願ひます。</p>
船津委員	<p>行橋地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、行事一丁目■■■■、田、462 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さんと福岡市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 2 番。物件の表示は、行事一丁目■■■■、田、433 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に、地区番号 3 番。物件の表示は、行事七丁目■■■■、田、188 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願ひます。以上です。</p>
会長 藤川委員	<p>次に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願ひます。</p> <p>今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字今井■■■■、畑、383 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願ひます。以上です。</p>

<p>会長 西村委員</p>	<p>次に、泉地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号5番。物件の表示は、西泉六丁目■■■■、田、17㎡、外1筆計542㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 繁永委員</p>	<p>次に、今川区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。物件の表示は、大字矢留■■■■、田、437㎡。譲渡人は、長野県千曲市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 松本委員</p>	<p>次に、稗田地区の4件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区4件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字津積■■■■、田、767㎡。譲渡人は、田川郡川崎町■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号8番。物件の表示は、大字津積■■■■、田、328㎡。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号9番。物件の表示は、大字前田■■■■、田、848㎡、外1筆計1,053㎡。譲渡人は行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号10番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、田、1,001㎡、外1筆計1,096㎡。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 沼口委員</p>	<p>最後に、椿市地区の3件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号11番。</p>

	<p>物件の表示は、大字福丸■■■■、畑、221 m²、外 2 筆計 3,058 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 12 番。物件の表示は、大字福丸■■■■、畑、1,189 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 13 番。物件の表示は、大字須磨園■■■■、田、2,741 m²。譲渡人は、直方市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 117 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 117 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 13 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 118 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 118 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 2 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長石本浅夫。記、1 申請人■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の 1 件について地区担当職員より報告願います。</p>
長城委員	<p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字道場寺■■■■、畑、118 m²。転用理由としては、駐車場を設置するものです。内容は、駐車場 118 m²です。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺への被害はなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種のうちであり、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が全て終わりました。4 条関係についてご質疑ありませんか。</p>

<p>会長</p>	<p style="text-align: center;">－質疑なし－</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第118号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>会長</p>	<p style="text-align: center;">－全員挙手－</p> <p>全員賛成と認めます。よって、議案第118号、農地法第4条の規定による許可申請1件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第119号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読します。議案第119号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和8年2月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人■■■■■、以下6件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区2件について地区委員より報告願います。</p>
<p>船津委員</p>	<p>行橋地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、行事八丁目■■■■■、田、2,180㎡と行事八丁目■■■■■、田、23㎡、2筆計2,203㎡。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんと筑紫野市■■■■■、■■■■■さんと行橋市■■■■■、■■■■■さんと北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲9区画1,863.52㎡、道路水路339.48㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号2番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、西宮市三丁目■■■■■、田、519㎡。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、もみ殻置場及び進入路を設置するものです。もみ殻置場及び進入路519㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 藤川委員</p>	<p>次に、今元地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今元地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号3番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字金屋■■■■■、田、326㎡。所有者は、北九州■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、駐車場を設置するものです。</p>

<p>会長 長城委員</p>	<p>駐車場 326 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、敷地拡張の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんと■■■■さんです。土地の表示は、大字道場寺■■■■、畑、464 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 86.24 m²、その他 377.76 m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書もなく、理由書が添付されています。隣地承諾書は不要です。以前より一部が駐車場として使用されており始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 西本委員</p>	<p>次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、西泉二丁目■■■■、田、583 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、資材置場を設置するものです。資材置場 583 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道美夜古泉駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 富田委員</p>	<p>最後に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長音寺■■■■、田、731 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 171.25 m²、その他 559.75 m²。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
<p>会長</p>	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第</p>

	<p>119号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第119号、農地法第5条の規定による許可申請6件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第120号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和8年2月10日提出、行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明します。令和8年4月設定の中間管理事業による利用権になります。設定する農地と耕作する人が要件に該当するかを記載しております。承認いただければ案を消して行橋市長へ意見書を提出します。以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p>
	<p>－異議なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第120号について、賛成の方の挙手をもとめます。</p>
	<p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第120号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、報告第17号非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。報告第17号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので本会に報告する。令和8年2月10日提出、行橋市農業委員会会長 石本浅夫。記、①■ ■■■。土地、大字沓尾■■■■、田、343㎡と大字沓尾■■■■、田、818㎡。理由、当該農地は、山林となっており、農地として復元することが困難なため。②■■■■。土地、大字東徳永■■■■、畑、236㎡。理由、当該農地は、20年以上住宅の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。</p>
会長	<p>朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。</p>
	<p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。5番、川本委員、6番、船津委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

